

事業名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
4,442					4,442
事業期間	昭和54年度～			総事業費	

【事業目的】

重度心身障害者が、タクシーや路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、障害者の社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図ります。

【事業概要】

《内 容》

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり180枚交付

《対象者》

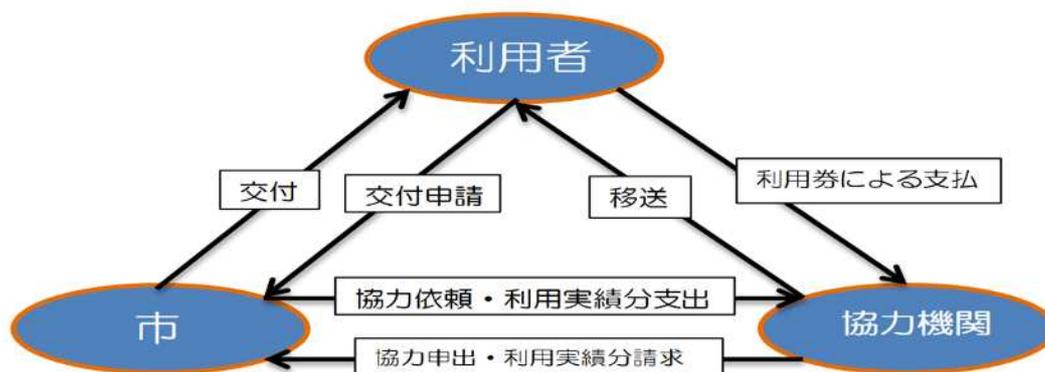
自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方

- ・療育手帳の交付を受けた方
- ・身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障害者や通院により人工透析を行っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（あいあい、あっぷる、スマイル、長崎第一交通、林田観光、ほおじろ、ねこのて）
- ・島原鉄道 ・島鉄路線バス ・コミュニティバス たしろ号



科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
95,309		47,500			47,809
事業期間	昭和49年度～			総事業費	

【事業目的】

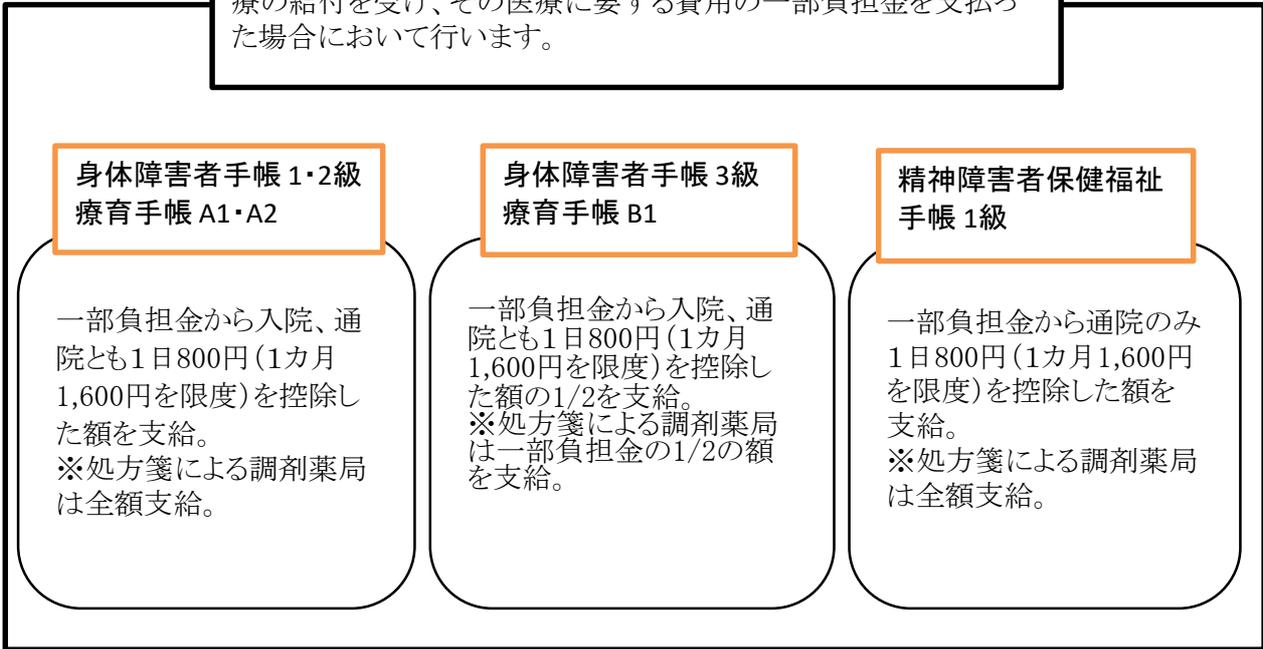
心身障害者に対し医療費の一部を助成することによって、障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。

【事業概要】

**対象者**  
 ①身体障害者手帳 1級、2級、3級  
 ②知的障害者療育手帳 A1、A2、B1  
 ③精神障害者保健福祉手帳 1級



支給対象者が国民健康保険及び医療保険各法の規定によって医療の給付を受け、その医療に要する費用の一部負担金を支払った場合において行います。



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

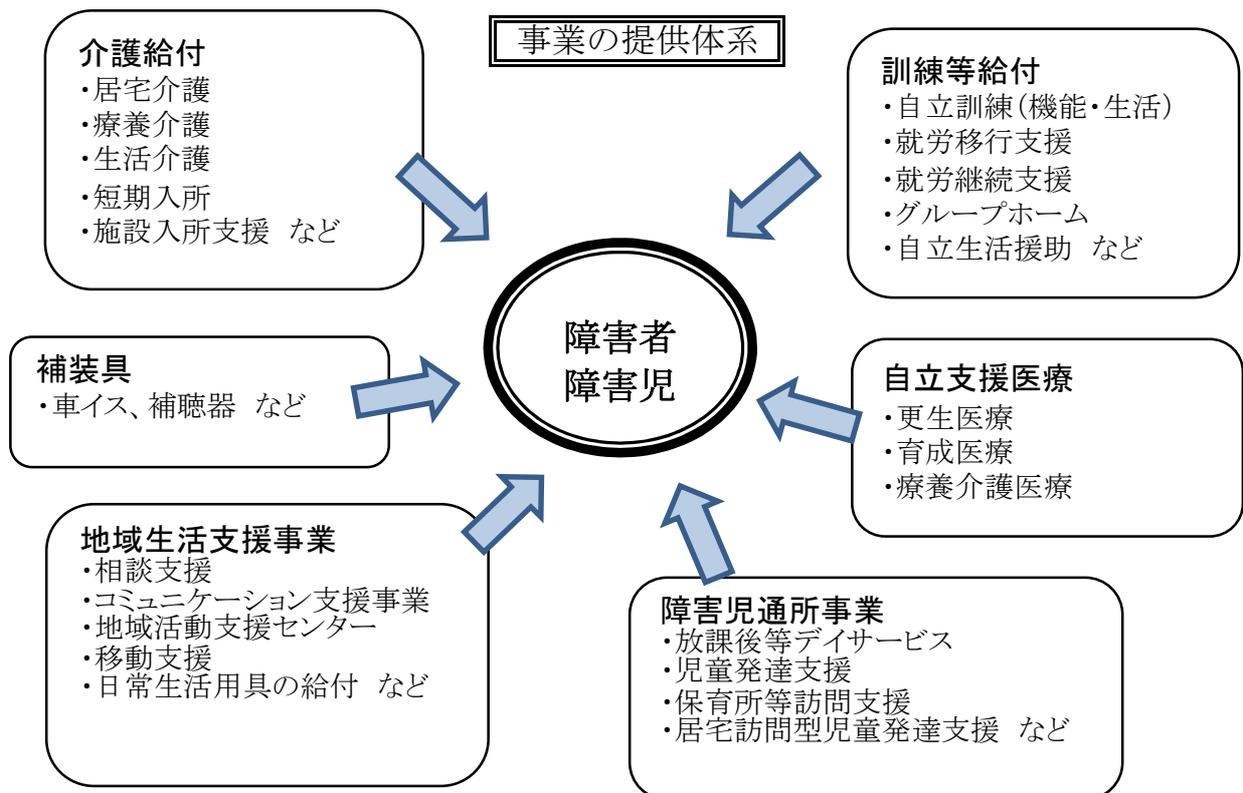
事業名	【継続】 障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1,980,630	978,642	489,677		2,371	509,940
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

- 《事業主体》 島原市
- 《事業期間》 平成18年度～
- 《事業内容》 障害者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。
- 《利用者負担》 原則1割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）
- 《負担割合》 事業費の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4



科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
8,386	6,279				2,107
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」及び「住居確保給付金」を実施することにより、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化を図ります。

【事業概要】

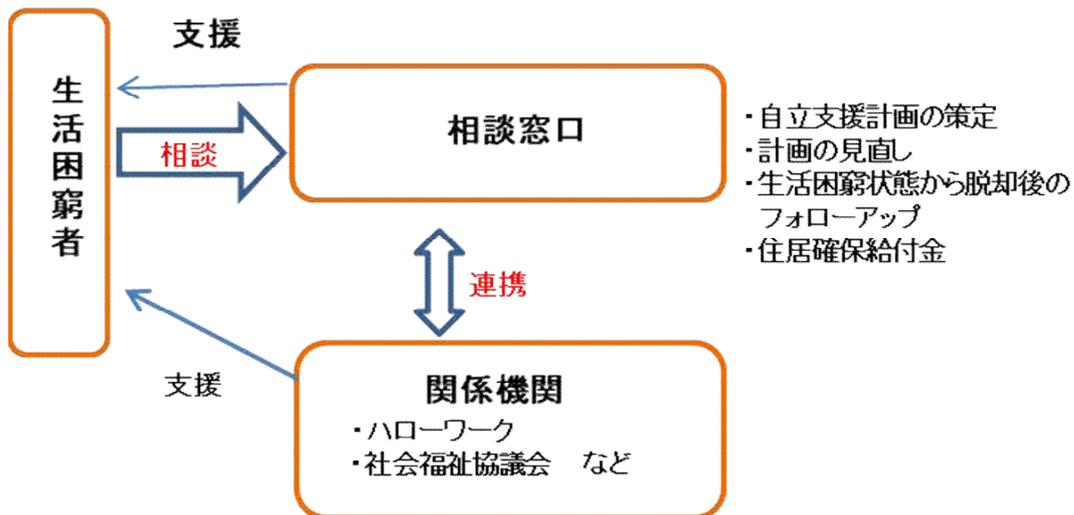
◎「自立相談支援事業」

生活困窮者からの相談を受け、その抱えている課題に応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、関係機関（ハローワーク等）と連携して、生活困窮状態から脱却できるよう自立支援計画に基づく就労支援等を行います。

28年度までは社会福祉協議会へ委託していたが、29年度からは市が直接行っています。

◎「住居確保給付金」

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、就職に向けた活動をするなど条件に一定期間、家賃相当額の「住居確保給付金」を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図ります。



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 成年後見制度利用促進に係る中核機関運營業務委託				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,000					3,000
事業期間	令和2年度～			総事業費	

【事業目的】 中核機関の必要性

認知症や知的障害者その他の精神上の障害があることにより日常生活等に支障がある人たちを支える手段として成年後見制度がありますが、十分に活用されていない状況にあることから、支援が必要な人について適切に必要な支援に繋げるための窓口として、中核機関を設置しております。

この機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門的知識を有する専門職による助言等の支援や、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度における利用者の相談窓口や周知広報などを行う中核機関の設置・運營業務を委託し、成年後見制度の利用促進を図ります。

【事業概要】

【実施主体】 島原市

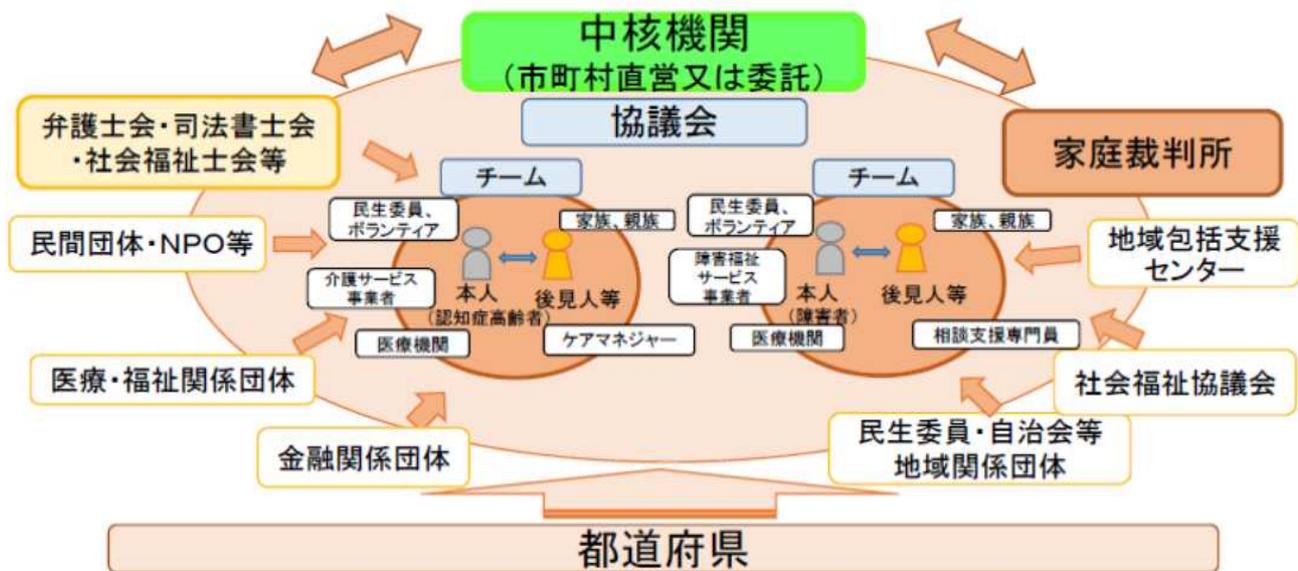
【業務委託先】 島原市社会福祉協議会

【業務内容】

- ・ 広報業務 (制度の周知・啓発、研修会の開催等)
- ・ 相談業務 (相談対応、制度利用の必要性及び緊急性の判断、関係機関との連携)
- ・ 利用促進業務 (申し立て支援業務、市民後見人育成)
- ・ 後見人等支援業務 (成年後見人等に対する総合支援)

【委託料】 300万円

※中核機関設置運営費、市町村計画策定費として普通交付税措置約190万



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 福祉の充実

当初予算書
125P

事業名	【継続】 在宅高齢者介護見舞金				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
7,800				7,800	
事業期間	平成7年度～			総事業費	

【事業目的】

要介護者を在宅で介護する者に対して見舞金を支給することにより、介護者の日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。

【事業概要】 ※令和3年度～ 要綱改正

〔事業主体〕 島原市

〔支給要件〕

基準日(9月1日)現在、本市に住所を有する者で、基準日前1年間に  
おいて、在宅高齢者を183日以上介護している者

〔支給金額〕

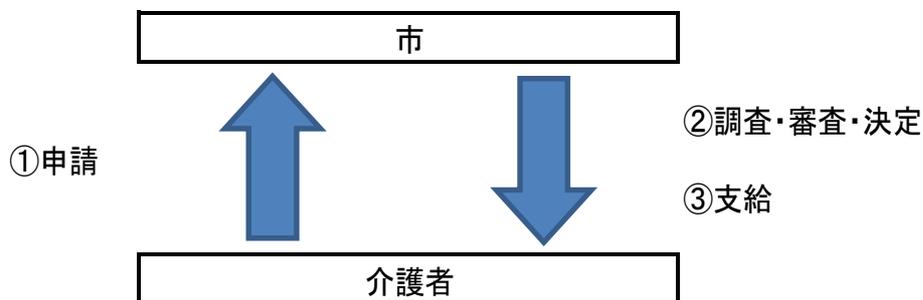
在宅高齢者1人につき 年額5万円

〔在宅高齢者とは〕 基準日(9月1日)現在下記のいずれの条件も満たす者

- (1)本市に1年以上継続して住所を有する者
- (2)満65歳以上の者
- (3)要介護3以上又は、要介護認定を受けていない者については、要綱に定める調査表の項目に一定以上該当する者

〔認定・支給〕

- ①申請受付⇒9月末日まで
- ②保健師による実態調査(要介護認定なしの者)⇒10月～11月頃
- ③見舞金支給⇒年度内



科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	在宅高齢者1人につき 支給額50,000円			在宅高齢者1人につき 支給額50,000円		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
17,651				17,651	
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

《内容》

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり60枚交付します。  
利用1回につき500円まで利用できます。

《対象者》

島原市に住所を有する人で、次のいずれかの要件を満たす人

- ①75歳以上で、所得税非課税かつ車を運転しない人、
- ②65歳以上で、運転免許証を自主返納した人

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（林田観光、ほおじろ、あいあい、第一交通、あっぷる、スマイル福祉、ねこのて）
- ・島原鉄道 ・島鉄路線バス・コミュニティバス たしろ号



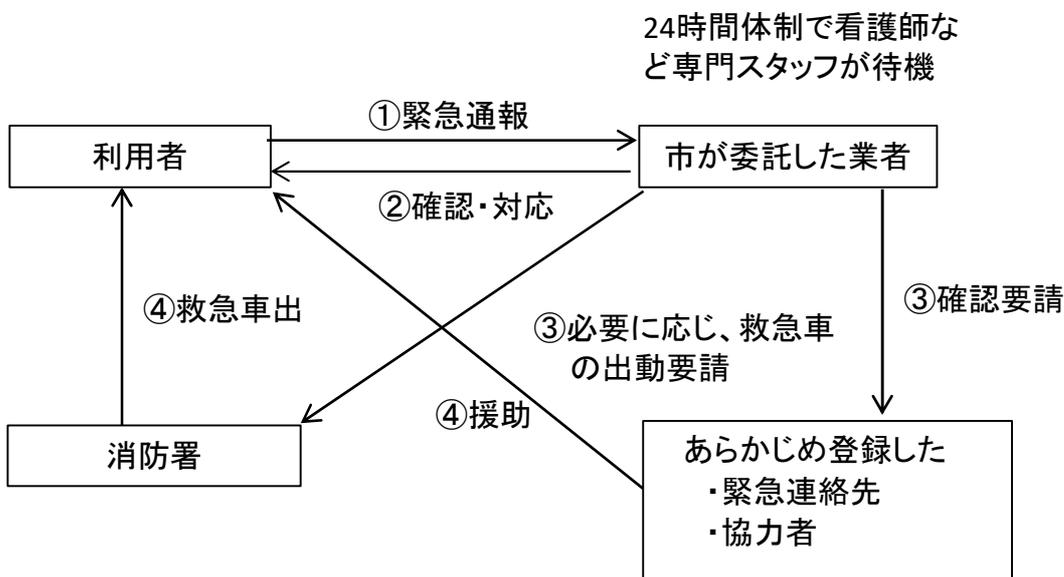
科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 緊急通報システム				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,322				3,322	
事業期間	平成15年度～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らし高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】



※緊急通報の受付以外にも、毎月2回、安否確認の電話連絡

▼対象者 ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯や、昼間一人となる世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

▼利用料 月額300円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 福祉の充実

当初予算書
127P

事業名	【継続】 敬老無料入浴サービス				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,571					3,571
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】

《内容》

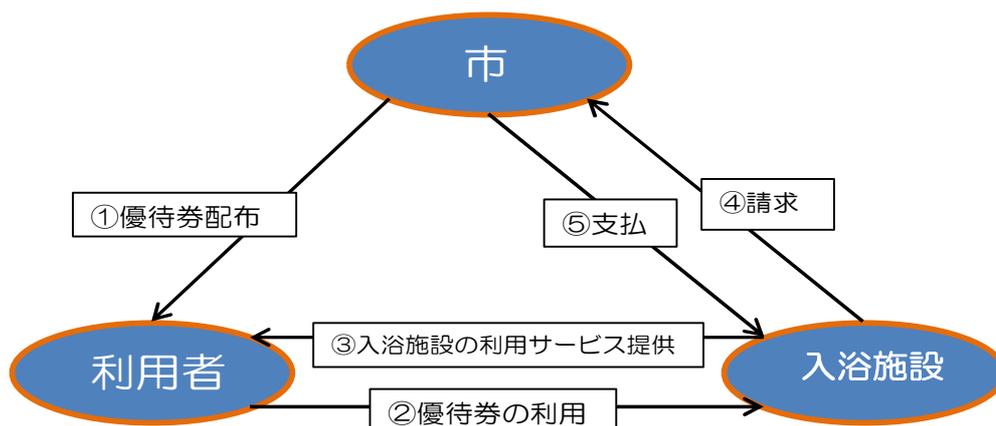
対象者へ入浴優待券を1人5枚配布し実施期間中の入浴を楽しんでいただきます。

《対象者》

基準日の9月1日に満70歳以上の方

《実施施設》

「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」



(利用実績)

令和3年度	3,329,610円
令和2年度	3,371,270円
令和元年度	4,126,110円
平成30年度	3,192,460円
平成29年度	3,737,590円
平成28年度	3,676,380円
平成27年度	3,711,000円
平成26年度	4,565,100円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	敬老の日から2カ月間 優待券は一人5枚			敬老の日から2カ月間 優待券は一人5枚		引き続き実施予定

事業名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,160				2,160	
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。

【事業概要】

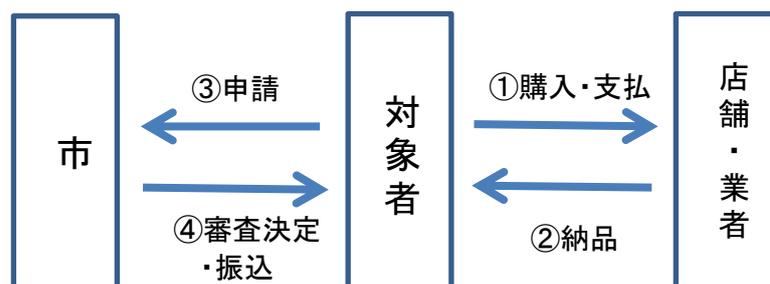
《内容》

購入費の3分の1を助成し、上限を月額5千円とします。

《対象者》

満65歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方

- (1) 常時おむつを使用している方
- (2) 前年分（1月から6月までの間に購入した分について申請する場合にあっては、前々年分）の所得税非課税世帯に属する方
- (3) 日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方



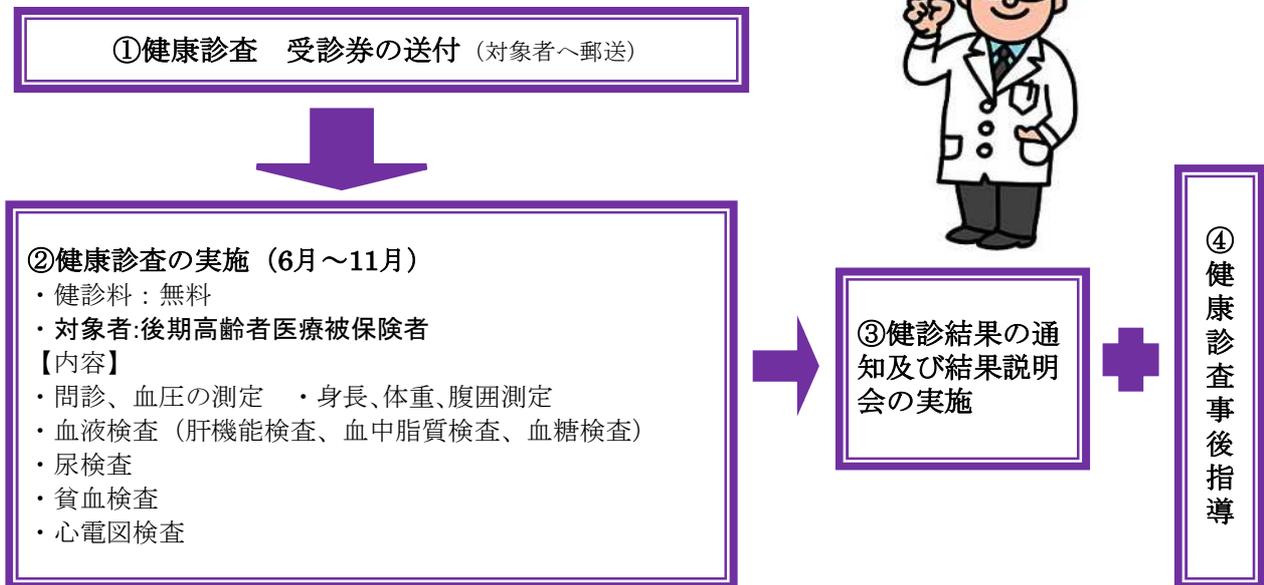
科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	購入費の3分の1を助成 上限は月額5千円			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 後期高齢者医療健康診査事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
37,450				32,811	4,639
事業期間	平成20年度～			総事業費	

【事業目的】

長崎県後期高齢者医療広域連合会からの受託事業。  
島原市後期高齢者医療保険の被保険者の生活習慣病等の発症リスクの状況を早期に把握することにより、被保険者等の健康増進と医療費適正化を図ることを目的とし、後期高齢者医療被保険者の健康診査を実施します。

【事業概要】



(健康診査受診率)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者	8,067	8,088	8,194	8,157	8,213	8,244	8,191
受診者数	2,769	2,849	2,908	2,821	2,807	2,902	2,487
内訳) 集団	505	492	447	381	404	53	71
内訳) 個別	2,264	2,357	2,461	2,440	2,403	2,849	2,558
受診率	34.3%	35.2%	35.5%	34.6%	34.2%	35.2%	31.2%

※長崎県後期高齢者医療広域連合が算出する受診率とは異なる(報告月で算出するため)

科目	3款	1項	7目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ 事後指導を実施		引き続き実施予定

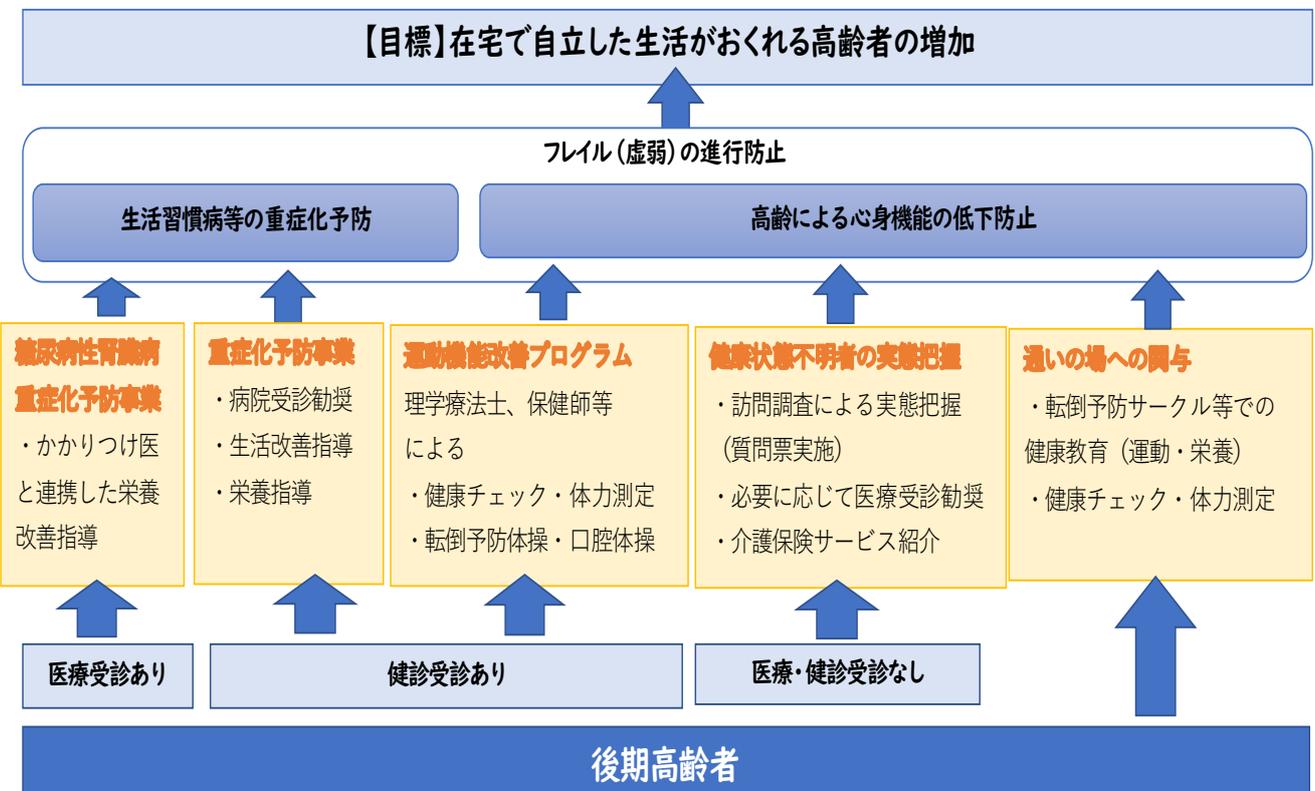
事業名	【継続】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
21,623				19,343	2,280
事業期間	令和3年度～			総事業費	

【事業目的】

この事業は、高齢者の心身の多様な課題に対し、KDB（国保データベースシステム）の健診・医療・介護の情報などを活用し、要介護状態や疾病が重症化する可能性がある後期高齢者を抽出し、訪問指導等によりアプローチし、介護予防、重症化予防を行う事業であり、将来の後期高齢者医療の医療費削減を目指しつつ、健康寿命の延伸を図るものです。

【事業概要】

事業の企画調整を行う保健師（職員）1人の指導のもと、医療専門職（保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士等の会計年度任用職員）6人を雇用して、KDBから重度化リスクのある者を抽出し、訪問等を行うことによって、適切な医療や介護のサービスにつなぐたり、生活習慣の改善を目指します。



科目	3 款	1 項	7 目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課
事業計画	前年度まで			今年度	来年度以降	
	事業の実施体制の確立を目指しながら、上記事業内容を実施。			上記事業概要と同じ	引き続き実施予定	

事業名	【継続】 有明福祉センター施設改修事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
7,535			3,900	1,260	2,375
事業期間	令和5年度 (単年度事業)			総事業費	7,535

【事業目的】

有明福祉センター(平成12年竣工)の施設を適正に維持管理していくため、必要な改修を計画的に実施します。

【事業概要】

- ①北側浴場天井改修工事  
(天井落下防止のため全面張替え)



天井の状況

- ②非常警報器具装置改修工事  
” 設計書作成業務委託料  
(自動火災報知設備との連携時に不鳴動を防ぐため)



- ③バックエクステンション購入費  
(背筋鍛錬器1台)  
故障したトレーニング機器の更新



BB495200



イメージ

科目	3 款	1 項	8 目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	加圧給水ポンプ更新事業 温泉給水ポンプ更新事業			北側浴場天井改修工事 非常警報装置改修工事 バックエクステンション購入		老朽化した施設の改修工事・ トレーニング機器の更新

事業名	【拡充】 有明温泉施設揚湯ポンプ更新事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
31,995			31,900		95
事業期間	令和5年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

温泉揚湯ポンプを計画的に更新することによって、故障による美人の湯の休館を防ぎ安定した給湯及び施設運営を図ります。

※ 本工事については、令和4年度の当初予算に計上していましたが、新型コロナ禍や極端な円安など世界情勢の急変により、資材の急騰及び納期が不安定な状況であったため令和4年度の工事執行を見送り、令和5年度で実施します。

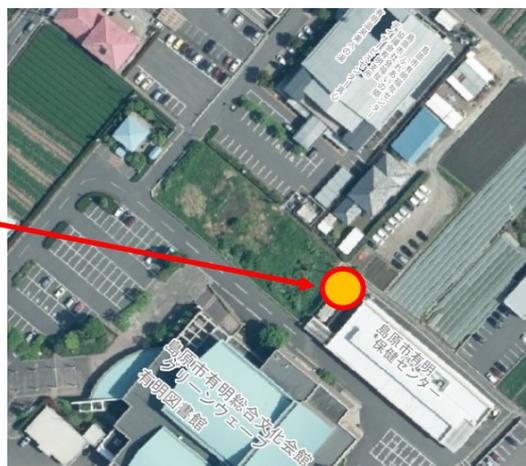
【事業概要】

温泉揚湯ポンプは、稼働中と予備ポンプの計2台を保有しており、新品の場合は5年再利用は3年を目途に更新することによって、故障を未然に防ぎ総寿命を延ばし安定した施設運営を図ります。

稼働中のポンプは、再利用を2回実施しており寿命が近いため、保管中のポンプと交換します。また、予備として新品を購入します。



温泉揚水ポンプ入替状況



位置図

科目	3 款	1 項	8 目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			温泉揚湯ポンプの更新		—

事業名	【継続・人口減少対策】 福祉医療費（乳幼児、子ども、ひとり親等）				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				一般財源
	国費	県費	地方債	その他	
113,996		45,021	31,200		37,775
事業期間				総事業費	

【事業目的】

乳幼児、子ども（小・中・高校生）、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

(1)対象者等

区分	要件	助成方法	所得制限	
① 乳幼児	出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし	
② 小・中学生	小学校就学から中学校卒業までの者	償還払い	なし	
③ 高校生	満18歳に達する日以降、最初に到来する3月31日までの者で①②以外の者	償還払い	なし	
④ ひとり親	父・母	現に、原則として、18歳未満の子を監護する者または20歳未満の学生を監護する者で配偶者のいない者（県費補助対象は70歳未満の者）	償還払い	あり
	子	就学前までを除く18歳未満の者または高等学校在学の20歳未満の者	償還払い	あり
⑤ 寡婦等	60歳～70歳未満の独居者（扶養されていない者） ※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり	

※現物給付 医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い 医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

(2)給付内容

区分	内容	
① 乳幼児	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額(1日800円、月上限1,600円)を控除した額	
② 小・中学生		
③ 高校生		
④ ひとり親	父・母	・院外処方の薬代は全額給付(自己負担なし)
	子	
⑤ 寡婦等	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、1日1,200円を控除した額(入院のみ)	

※負担割合 県1/2 市1/2 (高校生は県10/10、小・中学生と寡婦は県費補助なし)

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ (高校生なし)			上記事業概要と同じ (高校生への給付拡充)		引続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書  
137P

事業名	【継続】 地域子ども・子育て支援事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
221,863	66,409	68,209		19,934	67,311
事業期間				総事業費	

【事業目的】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。

(【根拠法令】子ども・子育て支援法第59条及び第61条第1項)

【事業及び補助率】

事業名	補助率			補助金交付先
	国	県	市	
1 延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・私立保育所 ・認定こども園 ※認定こども園は、新制度施行後から対象(H27～) ※放課後児童健全育成事業のうち一部事業(母子家庭等児童助成事業)は県1/2、市1/2
2 放課後児童健全育成事業				
3 一時預かり事業				
4 地域子育て支援拠点事業				
5 病後児保育事業				
6 病児保育事業				
7 子育て短期支援事業	10/10			
8 障害児保育事業				
9 発達促進保育事業				

【事業別内訳】

事業名	事業費	R5当初予算			R4当初予算			増減額		
		財源内訳			財源内訳					
		国	県	市	国	県	市			
1 延長保育事業	11,490	3,830	3,830	3,830	12,463	4,154	4,154	4,155	△ 973	
2 放課後児童健全育成事業	78,892	25,097	26,897	26,898	72,000	22,820	24,590	24,590	6,892	
	基本分	75,292	25,097	25,097	25,098	68,460	22,820	22,820	22,820	6,832
	母子家庭等支援分	3,600	—	1,800	1,800	3,540	—	1,770	1,770	60
3 一時預かり事業	51,173	17,057	17,057	17,059	48,335	16,111	16,111	16,113	2,838	
4 地域子育て支援拠点事業	40,713	13,571	13,571	13,571	40,703	13,567	13,567	13,569	10	
5 病後児保育事業	5,914	1,971	1,971	1,972	5,928	1,976	1,976	1,976	△ 14	
6 病児保育事業	14,151	4,717	4,717	4,717	13,161	4,387	4,387	4,387	990	
7 子育て短期支援事業	630	166	166	298	269	89	89	91	361	
8 障害児保育事業	11,340	—	—	11,340	7,560	—	—	7,560	3,780	
9 発達促進保育事業	7,560	—	—	7,560	12,096	—	—	12,096	△ 4,536	
合計	221,863	66,409	68,209	87,245	212,515	63,104	64,874	84,537	9,348	

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業内容と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書  
137P

事業名	【新規】 放課後児童健全育成事業所整備事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
24,757	16,505	4,126	4,100		26
事業期間	令和5年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

「とことん子育てにやさしいまちづくり」を目指し、安心して子どもを産み、育てることができる社会環境をつくるため、放課後児童クラブの施設整備に対して助成を行います。

【事業概要】

白山学童あおぞらクラブは、白山保育園の園舎で放課後児童クラブを実施していますが、ここ数年は利用児童の増加に伴い手狭となり、毎年数人の受け入れを断っている状況です。そのため施設の整備を行い定員を増やすことにより、放課後児童対策の推進を図ります。子ども・子育て支援施設整備交付金を活用します。

白山学童あおぞらクラブ (定員 現：35人 ⇒ 改修後：40人)

総事業費：38,115,000円

国費 (1/2)：16,505,000円

県費 (1/8)：4,126,000円

市費 (1/8)：4,126,000円

事業主負担：13,358,000円

※「過疎地域自立促進市町村計画」に基づく事業として行うため補助率の嵩上げあり。

(国：2/9⇒1/2、県：2/9⇒1/8、市：2/9⇒1/8)

【全体工程表】

月	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月
日	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21	1 11 21
工種	設計業務						工事監理業務						
設計業務 積算業務	4月中旬												
建築確認中等手続												2月中旬	
施工者選定													
工事施工						8月下旬	工期6ヶ月				R6 2月下旬		

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			上記事業内容と同じ		—

事業名	【継続】 ファミリーサポートセンター事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,146	754	753			1,639
事業期間	平成30年度～			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整をファミリーサポートセンターで行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

【対象者】

- 児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）
  - ・市内在住で、生後6か月から小学生までの子どもをお持ちの方
- 児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）
  - ・市内在住で、心身ともに健康で子育てに熱意がある方
  - ・原則、自宅で子どもを預かることができる方
  - ・本センターの講習を修了した方

【事業内容】

相互援助活動の内容は、おおむね次に掲げるものとします。

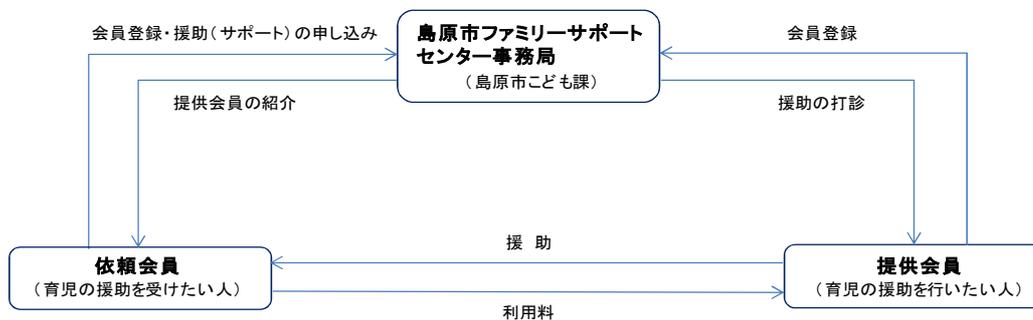
1. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
4. 学校の放課後の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等外出の際の子どもの預かり

【預かりの時間】

○原則 7：00～22：00

【利用料金】

○700円～900円／時間



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
141P

事業名	【継続】 子ども家庭総合支援拠点運営事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
3,769	1,884				1,885	
事業期間	令和4年度～			総事業費		
【趣旨・目的】 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の運営を行います。						
【実施主体】 島原市						
【支援対象】 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等 *子どもの家庭は里親及び養子縁組を含み、妊産婦は妊娠期（胎児期）を含みます						
【設置形態】 島原市の場合 小規模A型（児童人口概ね0.9万人未満（人口約5,6万人未満）*児童人口規模に応じたもの						
【職員の人員配置】 人口5万人未満の場合は、子ども家庭支援員を常時2名以上						
【市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金】 小規模A型（市区町村直営の場合）：1支援拠点当たり 3,769千円（補助率：国1/2 市区町村1/2） *令和5年度国予算						
「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱6 抄本抜粋 (4) 人財育成 市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないように、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められます。						
科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	新規事業開始			引き続き実施予定		引き続き実施予定

事業名	【継続】 保育補助者雇上強化事業費補助金				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
27,708	20,781	3,463			3,464
事業期間	令和4年度～			総事業費	

【事業目的】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とします。

【事業概要】

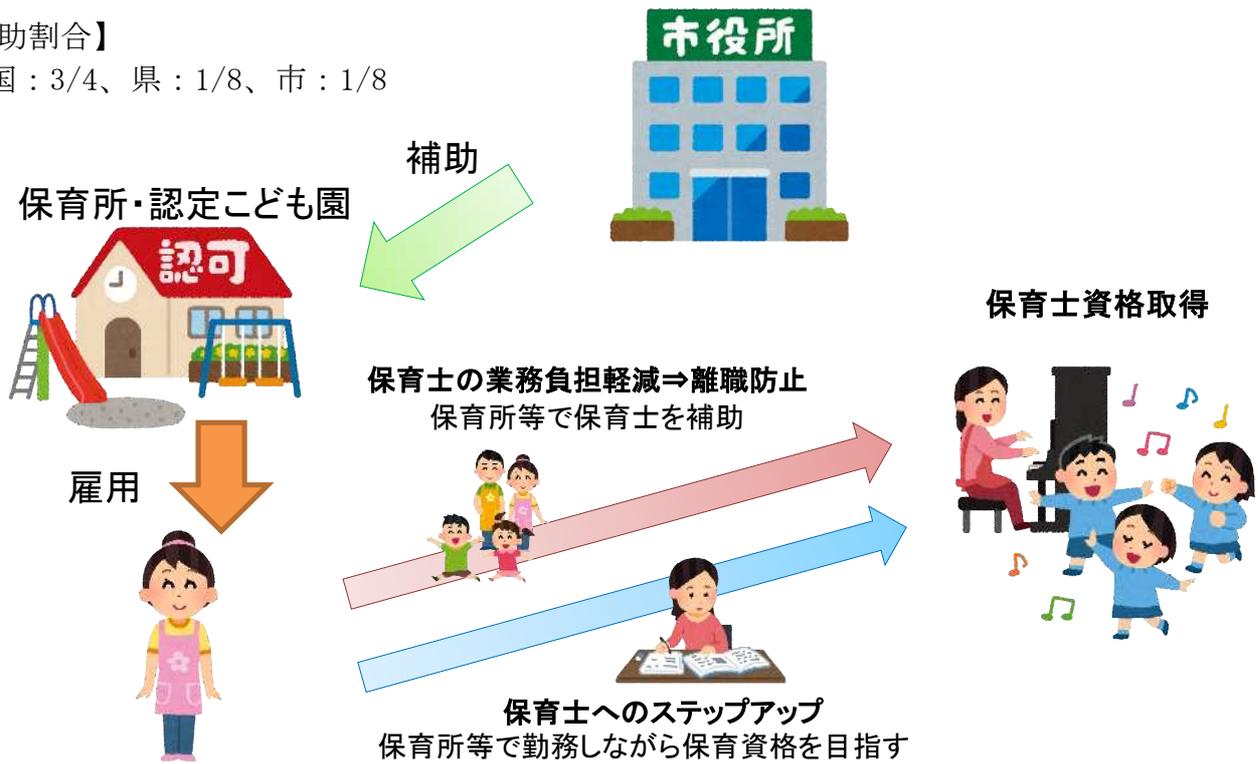
保育所等において、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助します。なお、保育補助者については保育士資格の取得を促します。

【補助基準額】

1施設当たり 利用定員が121人未満：年額2,309千円  
 利用定員が121人以上：年額4,618千円

【補助割合】

国：3/4、県：1/8、市：1/8



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記内容に同じ			上記内容に同じ		引き続き実施予定

事業名	【新規・人口減少対策】 送迎用バス安全装置設置事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2,000	2,000				
事業期間	令和5年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

令和4年9月に起きた、送迎用バスの園児置き去り死亡事案を受け同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等での安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられております。

それに伴い、保育所等に通うこどもの安全対策を強化するため、送迎用バスの安全装置装備支援を行うことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安を解消するものであります。

【事業概要】

保育所等に対して、ブザーやセンサーなど車内の幼児等の所在の見落としを防止する安全装置の装備等のための改修に必要な経費を補助します。

【補助基準額】

送迎バス1台につき200,000円（市場価格により変動あり）

○積算根拠

200,000円×10台（認定こども園：5施設）＝2,000,000円

○補助対象

園名	所有台数
認定こども園 ありあけ幼稚園	2台
幼保連携型認定こども園 勝光幼稚園	1台
認定こども園 ひかわ第一幼稚園	2台
清華こども園	2台
認定こども園 島原幼稚園	3台

【補助割合】

国 10/10

定額（事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を国が支援）

※令和5年度末までの時限的措置

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			上記事業概要と同じ		—

4. 子育てにやさしいまちづくり

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,793	1,476	738		828	751
事業期間	平成25年度～			総事業費	

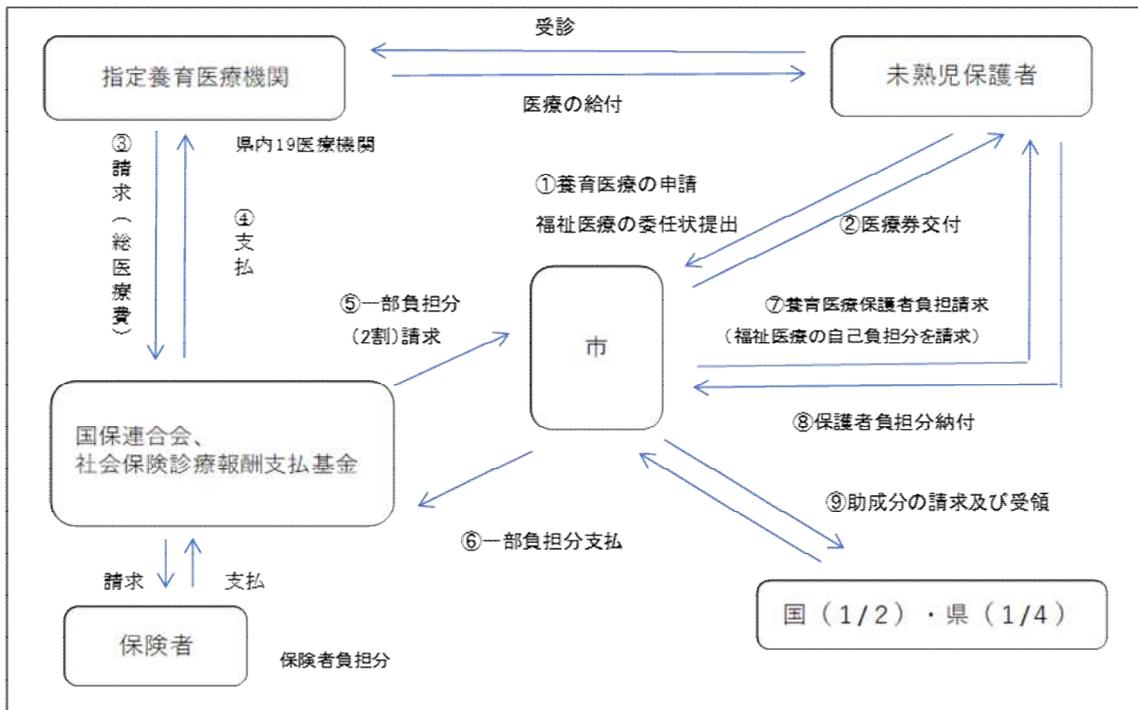
【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

- <対象者> 医師が入院養育を必要と認めた未熟児
- <給付内容> 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）  
（県内指定医療機関19か所、長崎大学病院、長崎医療センターの利用が多い）
- <給付方法> 【現物給付】市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。
- <保護者負担金> 世帯の課税状況により負担金が決めており市に納入します。
- 【補助率】 国1/2 県1/4 市1/4

【概要図】



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業内容と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				一般財源
	国費	県費	地方債	その他	
9,595			9,500		95
事業期間	平成25年度～			総事業費	

【事業目的】 乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。

【事業概要】 市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。

【対象者】 次の条件をいずれも満たす人

- ①市内に住所を有し、かつ居住している人
- ②満2歳未満の第2子以降の子どもと同居し、養育している人  
(2歳になる誕生月の前月までが対象)

※支給対象児の第2子以降の判定については、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で、数えるものとします。

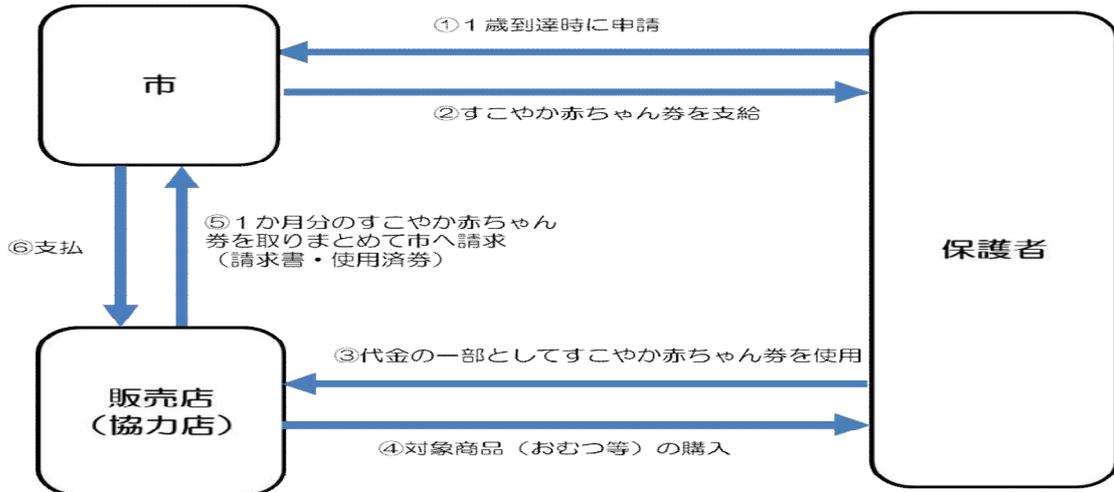
【支給額】 第2子・・・月額 2,000円分の購入券 (年額 24,000円)  
第3子以降・・・1人につき月額3,000円分の購入券 (年額 36,000円)

※令和5年1月31日までは、出生時に0歳分を支給し、満1歳の誕生月に1歳分を支給していたが、令和5年2月1日付けで「出産・子育て応援交付金事業」が開始されたことに伴い、当該事業の実施期間中に限り、出生時には赤ちゃん券の代わりに「しまばらbabyギフト(5万円)」を支給することとします。

【取扱店】 取扱店登録をした市内の店舗数は22店舗

【対象商品】	おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等
	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等
	離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース 等

～事業スキーム～



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	R5.2.1から出生時の支給を中止(代わりに子育て応援ギフトを支給)			出生時の支給を中止 1歳到達時は従来通り支給		引き続き実施予定

事業名	【継続】 保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業				
	財源内訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
21,800	9,000	3,800			9,000
事業期間	令和3年度～			総事業費	

【事業目的】

保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の事業所において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費に対し補助等を行います。

【事業概要】

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)に対する補助
- ②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業】

- 《保育対策総合支援事業費補助金分》  
保育所（19施設）、認定こども園（7施設）、認可外保育施設（3施設）
- 《子ども・子育て支援交付金分》  
①放課後児童健全育成事業（13事業所）、②子育て短期支援事業（1事業所）、  
③乳児家庭全戸訪問事業（1事業所）、④地域子育て支援拠点事業（7事業所）、  
⑤病児保育事業（2事業所）

【補助基準額】

- 《保育対策総合支援事業費補助金分》  
1施設当たり 300千円～500千円
- 《子ども・子育て支援交付金分》  
1事業当たり 150千円～500千円

【補助割合】

- 《保育対策総合支援事業費補助金分》  
国：1/2、市：1/2
- ※認可外保育施設は、県が所管のため、県が10/10負担します。
- 《子ども・子育て支援交付金分》  
国：1/3、県：1/3、市：1/3

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業			保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業		—

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書  
145P

事業名	【継続】 子どものための教育・保育給付費				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,427,730	1,216,005	537,589	51,200	33,425	589,511
事業期間					総事業費

【事業目的】

子ども・子育て支援新制度により、保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を行います。

- 1号認定（教育） 全国統一費用部分 74.2% 国 1/2、県 1/4、市 1/4  
地方単独負担部分 25.8% 県 1/2、市 1/2
- 2号認定（保育） 国 1/2、県 1/4、市 1/4
- 3号認定（保育） 子ども子育て拠出金から16.32%を充当。  
残りの83.68%を 国 1/2、県 1/4、市 1/4

保育所（私立）

認定こども園

（単位：円）

施設名	給付費	施設名	認定区分	経費総額 a	保育料 （園収入） b	給付費 a-b	給付費計 （教育+保育）
白山保育園	77,613,240	ありあけ幼稚園	教育	19,902,240	0	19,902,240	130,271,360
浦田保育園	62,246,110		保育	114,936,320	4,567,200	110,369,120	
おさなご園	88,037,220	勝光幼稚園	教育	6,647,820	0	6,647,820	95,037,480
こひつじ保育園	76,502,710		保育	90,135,660	1,746,000	88,389,660	
たけしま保育園	93,265,840	ひかわ第一幼稚園	教育	32,408,670	0	32,408,670	133,741,930
わかき園保育所	96,822,320		保育	102,228,460	895,200	101,333,260	
愛児保育園	92,191,080	清華こども園	教育	21,271,500	0	21,271,500	102,484,960
安德保育園	113,287,880		保育	83,397,460	2,184,000	81,213,460	
桜花保育園	59,469,480	島原幼稚園	教育	30,868,040	0	30,868,040	142,296,890
寺町保育園	39,944,700		保育	114,512,850	3,084,000	111,428,850	
春陽保育園	114,299,790	みどり保育園	教育	17,692,940	0	17,692,940	140,022,980
中木場保育園	95,310,000		保育	127,294,440	4,964,400	122,330,040	
美祢保育園	16,037,340	山寺保育園	教育	26,856,240	0	26,856,240	80,434,790
みやま保育園	53,161,680		保育	56,242,550	2,664,000	53,578,550	
向陵保育園	66,792,540	市外	教育	15,868,320	0	15,868,320	55,056,719
東向保育園	52,156,800		保育	41,030,399	1,842,000	39,188,399	
心香保育園	110,353,920	計	教育	171,515,770	0	171,515,770	879,347,109
誓願幼児園	84,052,640		保育	729,778,139	21,946,800	707,831,339	
恵祥保育園	92,489,760	合計	認定区分	入所児童数 （市民）	給付費		
市外	64,347,360		教育	113	171,515,770		
私立計	1,548,382,410	保育	559	707,831,339			
		保育所（私立）	保育	1,031	1,548,382,410		
		計		1,703	2,427,729,519		

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		上記事業概要と同じ

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
145P

事業名	【継続】 子育てのための施設等利用給付費				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2,244	1,122	561			561
事業期間	令和元年度～			総事業費	

【事業目的】

国が令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育所や認定こども園などの認可保育施設に入所できない待機児童もいることから、認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とするものです。

【負担割合】 国1/2 県1/4 市1/4

【対象事業】

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・認定こども園（1号：教育）の預かり保育事業
- ・病児（病後児）保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

【対象者】

- 新2号認定 …… 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども・保育認定  
お子さんが3～5歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合
- 新3号認定 …… 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にいる子ども・保育認定・非課税世帯  
お子さんが0～2歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、  
かつ住民税が非課税世帯の場合

【無償化の対象となる支給上限額(月額)】

●認定こども園(教育部分)を利用しており、預かり保育を利用する場合

- 新2号認定 … 月額 支給限度額：450円×利用日数（上限額：11,300円）
- 新3号認定 … 月額 支給限度額：450円×利用日数（上限額：16,300円）

●保育所・認定こども園を利用しておらず、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターを利用する場合

- 新2号認定 … 月額 支給限度額：37,000円
- 新3号認定 … 月額 支給限度額：42,000円

科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 児童手当等給付費				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
636,300	438,222	99,038			99,040
事業期間					総事業費

【事業目的】

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。

【事業概要】

中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。(月額は以下のとおり)

児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限		
		限度額未満の世帯	限度額以上 上限額未満の世帯	上限額以上の世帯
	3歳未満(一律)	15,000円	【特例給付】 一律5,000円	支給資格消滅
	3歳以上小学校修了まで (第1子・第2子)	10,000円		
	3歳以上小学校修了まで (第3子以降)	15,000円		
	中学生(一律)	10,000円		

※ 支給月は、6月・10月・2月の年3回支給

【負担割合】

支給対象児童		国	県	市
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費				
	財源内訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
220,381	73,460				146,921
事業期間				総事業費	

【事業目的】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健康やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

【事業概要】

(1) 支給対象者

次の条件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までにある者（一定の障害を有する場合は20歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。

- ①父母が離婚した子
- ②父または母が死亡した子
- ③父または母が重度の障害にある子
- ④父または母の生死が明らかでない
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている子
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている子
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子

(2) 支給額

受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額) (所得に応じて決定)
1人目	44,140円	44,130円 ~ 10,410円
2人目の加算	10,420円	10,410円 ~ 5,210円
3人目以降加算 (1人につき)	6,250円	6,240円 ~ 3,130円

(3) 支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回支給。

※負担割合 国1/3 市2/3

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			引続き実施予定		引続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 保育所等副食費助成事業				
当初予算額	財源内訳 (単位: 千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
36,180			36,100		80
事業期間	令和元年度～			総事業費	

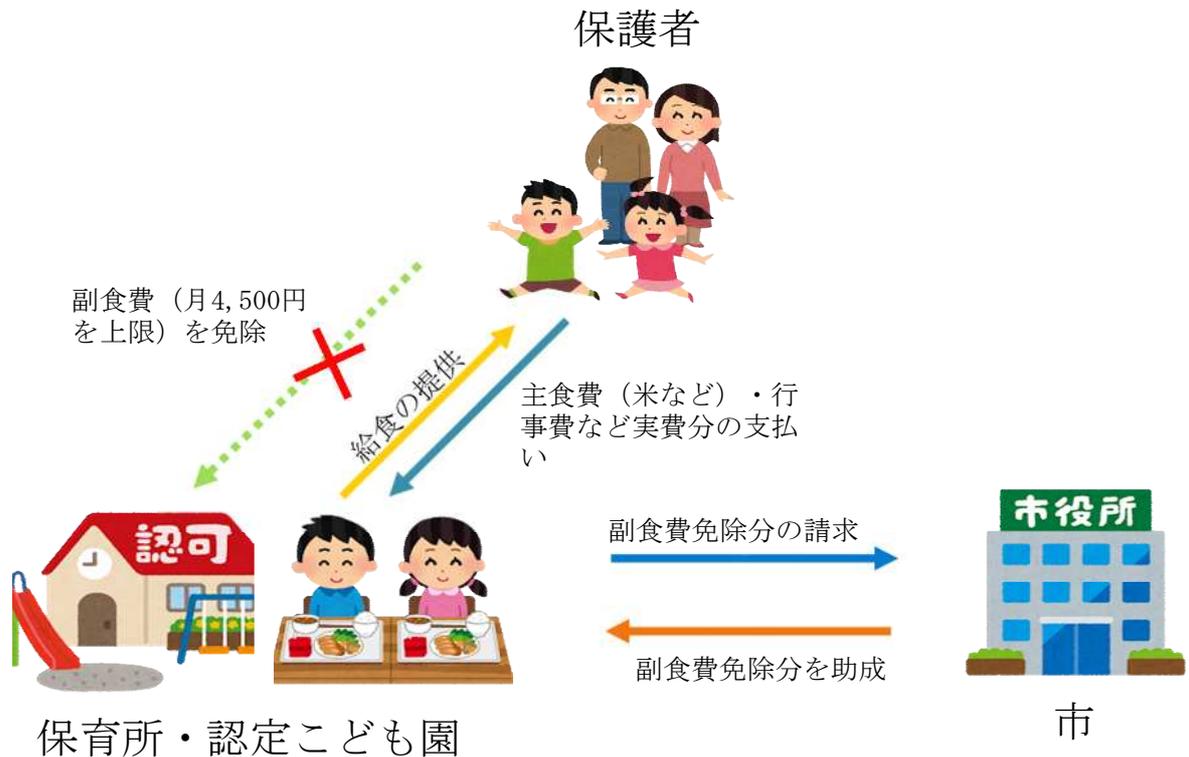
【事業目的】

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担が発生する副食費について助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【事業概要】

保育所や認定こども園に入所している3歳以上の子ども（ただし、国が副食費の免除対象とした子どもを除く）の副食費を1人当たり月4,500円を上限に認可保育施設に対して助成し、保護者負担の軽減を行います。

【イメージ図】



科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		上記事業概要と同じ

事業名	【新規】 医療扶助オンライン資格確認導入事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,612	5,439				173
事業期間	令和5年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

生活保護の医療扶助について令和5年度中にマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入します。これにより生活保護受給者の医療機関受診について、マイナンバーカードに保険証と同様な機能を付加します。

- 医療機関での本人確認をマイナンバーカードで行い電子化・省力化を図ります。
- 医療機関に対する医療券発行(紙媒体通知)がオンライン連携により不要となります。

【事業概要】

○マイナンバー連携を行うため、既存システムや市内ネットワーク、LGWANの改修・設定・動作確認を行います。

(委託料等) 各システム改修

- ・生活保護システム改修・設定・動作確認 2,420,000円
- ・医療レセプトシステム改修・設定・動作確認 704,000円
- ・市内ネットワーク等の改修・設定・動作確認 1,100,000円

(負担金) 統合専用端末設置と市内ネットワーク接続設定

- ・広域圏組合電算負担金 552,000円

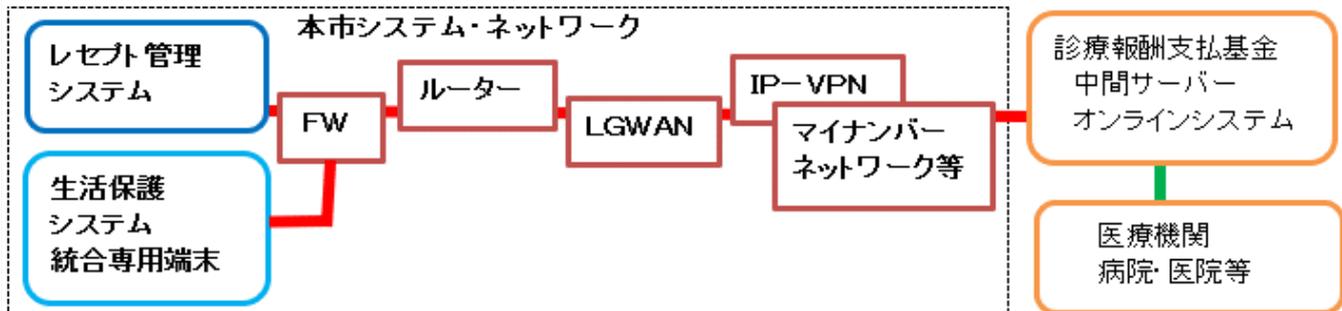
(使用料賃借料)

- ・改修後の医療レセプトシステム利用料追加分 770,000円

○生活保護受給者のマイナンバーカードをマイナポータルにおいて初回利用登録するため、Wi-Fi通信が可能なパソコン等を設置します。

- (消耗品) ・カードリーダー1個購入 6,000円
- (通信料) ・パソコン利用通信料1台 60,000円

※ 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金(医療扶助のオンライン資格確認導入事業) 国庫負担率10/10 ただし約500万円限度



科目	3款	3項	1目	目名称	生活保護総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			上記事業概要と同じ		—

5. 福祉の充実

当初予算書
153P

事業名	【継続】 生活保護事業（扶助費）				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
771,021	576,390	25,200			169,431
事業期間					総事業費

【事業目的】

- 生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

【事業概要】

(単位：千円)

扶助等の種類	内 容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	188,000
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	75,500
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	1,066
医療扶助	病気やけがの治療のため、診察、薬剤などにかかる費用	472,517
出産扶助	出産のための費用	420
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	800
葬祭扶助	葬祭の費用	727
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	21,000
施設事務費	※ 救護施設事務費	10,441
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	250
入学準備給付金	保護世帯の子供の自立を助長するために大学等への進学を支援	300
合 計		771,021

※ 救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

科目	3 款	3 項	2 目	目名称	扶助費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
		上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ	